

第2号議案

容量市場に係る約定処理ツール開発に関するプロジェクト計画書の承認について

(案)

2020年度以降、当機関が市場管理者として容量市場を運営するにあたり、容量市場に係る約定処理ツール開発の業務を委託する。業務委託にあたり、情報システム管理規程第17条に基づき、業務委託に係るプロジェクト計画書（別紙1）を妥当であると認め、以下のとおり、委託先選定のための入札を実施することとする。

1. 調達方法

一般競争入札（総合評価落札方式）

2. 入札スケジュール

2018年11月14日（水）	公告
2018年11月21日（水） 11時開始	入札説明会
2018年11月27日（火） 17時迄	入札に関する問い合わせ締切
2018年11月30日（金） 迄	問い合わせに対する回答を公表
2018年12月 7日（金） 15時必着	入札書・提案書等提出締切
2018年12月11日（火）	技術審査のプレゼンテーションの実施
2018年12月12日（水）	落札者決定
2018年12月14日（金） 迄	落札結果通知
2018年12月26日（水）	落札者との契約締結（予定）

3. 入札説明書（仕様書含む）

入札説明書は、別紙入札説明書一式の通り。なお、公告時にウェブサイト上で開示する。

4. 落札者の決定

総合評価結果に基づく落札者の決定及び落札者との契約の締結については、別途理事会で議決する。

以上

【添付資料】

別紙1 プロジェクト計画書

別紙2 入札説明書一式

（内訳：入札説明書、入札書、仕様書、契約書、応札資料作成要領、評価項目一覧、評価手順書）

容量市場に係る約定処理ツール開発の業務委託

入札説明書

電力広域的運営推進機関

内 訳

入札説明書
入札書
仕様書
契約書（案）
応札資料作成要領
適合証明書
評価項目一覧
評価手順書

入札説明書

電力広域的運営推進機関

電力広域的運営推進機関の「容量市場に係る約定処理ツール開発の業務委託」に係る入札公告（2018年11月14日付け公示）に基づく入札については、下記に定めるところによる。

記

1. 競争入札を実施する事項

- (1) 件名 容量市場に係る約定処理ツール開発の業務委託
- (2) 調査内容 別紙仕様書のとおり。
- (3) 調達方式 一般競争入札（総合評価落札方式）
- (4) 履行期限 別紙仕様書のとおり。
- (5) 納入場所 別紙仕様書のとおり。
- (6) 入札方法 入札金額は、「容量市場に係る約定処理ツール開発の業務委託」に関する総価で行う。

なお、本件については入札の際に提案書を提出し、技術審査を受けなければならない。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

- (1) 平成28・29・30年度の競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」で等級「C」以上の格付けをされている者であること。
- (2) 各省各庁から指名停止又は一般競争入札資格停止若しくは営業停止を受けていない者であること。
- (3) 入札説明会に参加した者であること。
- (4) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (5) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（但し、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者で、手続開始の決定後、競争参加資格の再認定を受けている者を除く）。
- (7) 自己、自社若しくはその役員等（注1）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定める暴力団、暴力団員又はその他反社会的勢力（注2）でない者であること。
（注1）取締役、監査役、執行役、支店長、理事等、その他経営に実質的に関与している者。
（注2）暴力団準構成員、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者等、その他これに準じる者。
- (8) 電力業界におけるツールまたはシステム開発の経験を有していること
- (9) プロトタイプ開発またはオークションに関するツールまたはシステム開発の経験を有していること。

3. 入札説明会の実施

下記日時で入札説明会を実施する。入札を希望する者は、参加すること。

日 時：2018年11月21日（水）11時～（30分程度）

場 所：東京都江東区豊洲6-2-15 電力広域的運営推進機関

参加資格：「2. 競争参加資格」を満たす者

そ の 他：・入札を希望する事業者は必ず参加すること（不参加の場合は入札できないものとする）

- ・参加人数は各社2名までとする
- ・受付にて名刺を1枚提出すること

4. 入札者の義務

この一般競争入札に参加を希望する者は、電力広域的運営推進機関が交付する仕様書に基づいて提案書を作成し、これを入札書に添付して入札書の提出期限内に提出しなければならない。

また、落札者決定までの間において電力広域的運営推進機関の職員から当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。なお、入札者の作成した提案書は電力広域的運営推進機関において審査するものとし、採用し得ると判断した提案書を添付した入札書のみを落札決定の対象とする。

5. 入札書・提案書・入札資格確認書類の提出期限、提出書類及び提出先

提出期限： 2018年12月7日（金）15時必着で必要書類を郵送または持参すること。

提出書類：・全省庁統一資格 資格審査結果通知書（写）
・入札書・・・別途封入すること
・提案書・・・（15部）
・適合証明書

提出先：〒135-0061 東京都江東区豊洲6-2-15
電力広域的運営推進機関 総務部経理グループ
「容量市場に係る約定処理ツール開発の業務委託」 入札係

6. 技術審査のプレゼンテーションの日時、場所及び説明者

2018年12月11日（火）

時間、場所については、電力広域的運営推進機関より入札者に別途連絡の上調整
当該説明者は、原則としてプロジェクト・リーダーに該当する者が実施する。

7. 競争参加者は、提出した入札書の変更及び取消しをすることができない。

8. 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- ①「2. 競争参加資格」に示した競争参加資格のない者による入札
- ②記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもってかえることができる。）を欠く入札
- ③金額を訂正した入札
- ④誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑤明らかに連合によると認められる入札
- ⑥提案書が電力広域的運営推進機関の審査の結果採用されなかった入札
- ⑦入札書提出期限までに到着しない入札
- ⑧その他入札に関する条件に違反した入札

9. 落札者の決定方法

電力広域的運営推進機関が設定する予定価格の制限の範囲内で、電力広域的運営推進機関が入札説明書で指定する要求事項のうち、必須とした項目の最低限の要求をすべて満たしている提案をした入札者の中から、電力広域的運営推進機関が定める総合評価の方法をもって落札者を定めるものとする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の

秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、評価の最も高い者を落札者とすることがある。

なお、開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札が無い場合は、各人に連絡の上、後日、再度入札を行う。

また、落札となるべき同総合評価点の入札をした者が2人以上あるときは、各人に連絡の上、当該入札をしたものにくじを引かせて落札者を決定する。

10. 入札保証金及び契約保証金

免除

11. 契約書作成の要否

要

12. 契約書の提出

(1) 落札者は、入札説明会時に電力広域的運営推進機関から交付された契約書(案)に必要事項(履行体制図等)を追加で記載した契約書(案)を電力広域的運営推進機関に事前提出し、承認を得たうえで、契約書に記名押印(外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。)し、落札決定の日から10営業日以内に提出しなければならない。

ただし、電力広域的運営推進機関が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。

(2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

13. 支払の条件

委託業務の対価の支払いは、契約書記載の条件により、支払請求書の受領日の翌月末に支払うものとする。

14. 入札書等に使用する言語及び通貨

入札書、提案書、契約書、技術審査のプレゼンテーション及び調査報告書等に使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

15. 落札決定の取消し

落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札ではないことが判明した時は、電力広域的運営推進機関は落札決定を取消すことができる。

16. その他

(1) 競争参加者は、提出した証明書等について説明を求められた場合は、自己の責任において速やかに書面をもって説明しなければならない。

(2) 本入札結果については、落札者との契約締結後、原則として、契約相手方、契約締結日及び契約金額等の契約概要を公表する。

(3) この入札に関して不明な点は、2018年11月27日(火)17時までに下記問い合わせ先へ、電子メールで問い合わせることができる。問い合わせへの回答は、2018年11月30日(金)までに電力広域的運営推進機関ウェブサイトの本入札公告上に開示する。

【問い合わせ先】

電力広域的運営推進機関 総務部経理グループ(契約担当)

メールアドレス：keiyaku@occto.or.jp

【ウェブサイト】

トップ>調達情報

仕様書

電力広域的運営推進機関

1. 件名

容量市場に係る約定処理ツール開発の業務委託

2. 目的

2017年12月の総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会制度検討作業部会（以下、「制度検討作業部会」という。）の中間論点整理（第2次）（案）において、2020年度から開設予定である容量市場で電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」という。）が市場管理者として一定の役割を果たすことと整理されている。

具体的には、広域機関が容量市場の市場管理者として、市場参加者の管理、需要曲線の設定、オークションの開催、費用の徴収・支払を行う取引主体としての役割を担うことになる。その円滑な市場運営を行うためには一連のシステム開発を行う必要がある。

このうち、オークションの開催に必要となる約定処理機能については、専門的な技術検討が必要であり段階的な機能開発をしていくことも想定されることから、容量市場システム（一次開発）とは切り離れた専用の計算機能として開発を進めることとした。

約定処理プロセスについては、第15回容量市場の在り方等に関する検討会（以下、容量市場検討会という）で提案したが、妥当性の検証にはさまざまなケースのシミュレーションが必要となる。このシミュレーションを効率的かつ効果的に行うためには、プロトタイプを作成し、妥当性検証とツール改良を行いながら仕様を確定する手法（プロトタイプ型開発）が適している。このため本業務委託は、約定処理方法の検討および約定処理ツール開発までの一連の業務を委託するものである。

3. 調達方式

一般競争入札（総合評価落札方式）で行う。

4. 業務委託スケジュール（予定）

本業務委託に関しては、下表のスケジュールにて行うものとする。ただし、スケジュールの修正が生じた場合は、適宜変更を行うものとする。

また、本業務委託完了後の運用保守は不要とする。



5. 対象範囲

本業務委託に関しては、メインオークションの実施における約定処理を対象とする。追加オークションについては、本業務委託の対象外とする。

凡例：一次開発 約定処理ツール

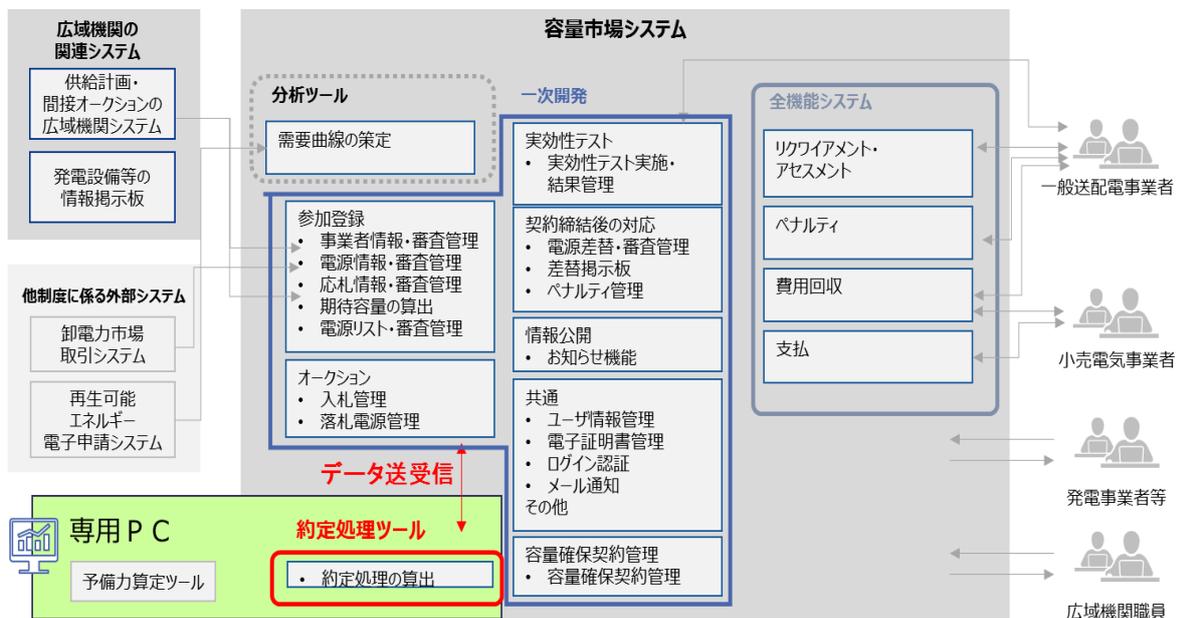


6. 概要図

容量市場システム（一次開発）と切り離れた専用PCで約定処理を行うものとし、容量市場システム（一次開発）とのデータの送受信はUSBで行う。

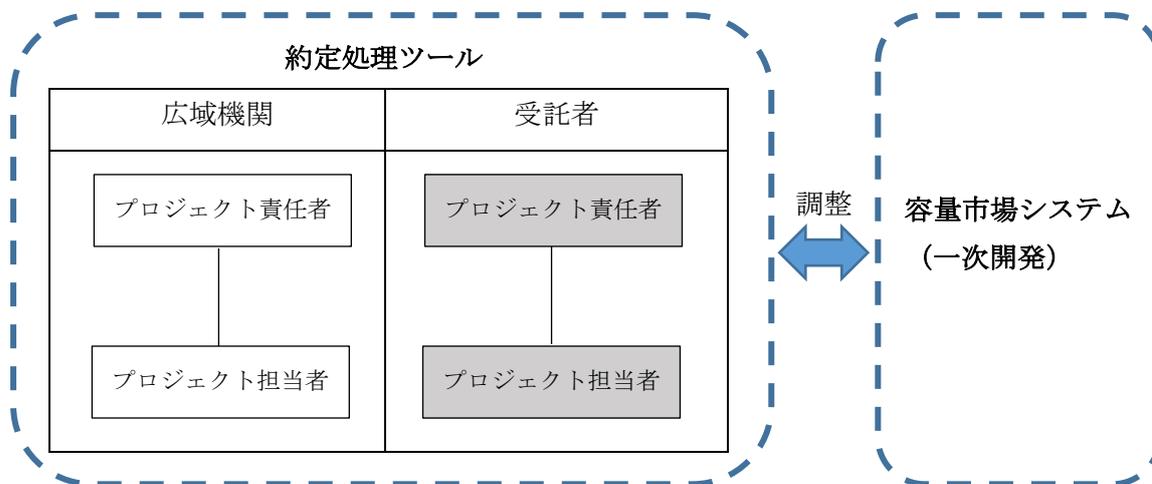
供給信頼度をもとに約定処理を行うため、供給信頼度を計算する既設の予備力算定ツール（各エリアの供給力のベースラインを設定して、確率分布に沿ってランダムに発生させた需要と供給力の変動をもとに繰り返し計算を行い、供給信頼度を計算するもの）と連携を行う。

具体的には、約定処理ツールと同じ専用PCに予備力算定ツールを保存し、約定処理ツールから計算指令を出すと、予備力算定ツールで計算が開始する。



7. 検討体制および資格要件

本業務において、以下の検討体制を基本として進めるものとする（網掛け箇所が本入札において受託者に業務委託する範囲）。



また、受託者のプロジェクト責任者および担当者には、以下の業務経験を有すること。

- (1) 電力業界におけるツールまたはシステム開発の経験
- (2) プロトタイプ開発またはオークションに関するツールまたはシステム開発の経験

なお、次の場合には、広域機関は、受託者に対して責任者又は担当者の交代を要求することができるものとする。

- (1) 責任者又は担当者の業務実施が当仕様書又は契約条件に適合しないとき
- (2) 責任者又は担当者のスキル不足等により、業務の遂行に著しく支障が生じると広域機関が認めるとき

8. 業務委託内容

本業務委託に関しては、以下の内容にて行うものとする。ただし、具体的な内容について、今後の容量市場検討会等の議論状況により変更となる可能性があるため、修正が生じた場合は都度変更を行うものとする。

(1) 約定処理方法の検討

約定処理プロセスについては、第15回容量市場検討会で提案したが、妥当性の検証にはさまざまなケースのシミュレーションが必要となる。このシミュレーションを効率的かつ効果的に行うためには、プロトタイプを作成し、妥当性検証とツール改良を行いながら仕様を確定する必要がある。

そのため、以下の手順にて、約定処理方法の検討を行うこと。

- (ア) 第15回容量市場検討会で提案した約定処理プロセスをベースに、約定処理ツール（プロトタイプ）を開発する。
- (イ) 約定処理ツール（プロトタイプ）を用いて、2エリアモデルにて、約定処理プロセスの検証、問題点の洗い出し、約定処理ツールの改良を行う。
- (ウ) 3エリア、4エリアとモデルを複雑にしていき、最終的には連系線制約を考慮した9

エリアモデルにおいて、約定処理プロセスが適切であることを確認する。

約定処理プロセスの検証、問題点の洗い出しの方法については、シミュレーション結果などを広域機関へ提示し、広域機関と仕様について協議しながら約定処理ツールの改良を行うこととする。

また、約定処理プロセスが適切であることの確認の方法については、シミュレーション結果などを広域機関へ提示し、広域機関の承認を受けることとする。

(参考) 第15回容量市場検討会で提案した約定処理のプロセスは以下のとおり

- 約定処理は、全国市場のシングルプライスオークションにおいて、連系線制約を踏まえた各エリアの供給信頼度の確保のために行う。
- 具体的な約定処理のプロセスは、以下のように整理できるのではないかと。
 - 全国市場で約定処理を実施する
(発動回数制約ありの電源等の約定量が上限値以上の場合は、従来型リクワイアメントの電源と入れ替える)
 - 供給信頼度の計算を行い、基準から不足しているエリア(ブロック)・過剰なエリア(ブロック)は、市場分断を行う
 - 基準から不足しているエリア(ブロック)は、そのエリア(ブロック)の落札しなかった電源の価格の安い順から基準まで追加する
 - 追加した量と同等の電源を、過剰なエリア(ブロック)の落札した電源の価格が高い順から減ずる
(減少処理を行った場合においても、各エリアで供給信頼度を確保していることが前提)
 - なお、ブロックで分断した場合、電源の追加・減少による供給信頼度の変化で、ブロック内でさらに市場分断するか判断する
 - 最終的な約定結果において、必要な Δ kWが確保されていることを確認する※
※容量市場において調整能力のある設備量の確認が必要(需給調整市場の商品メニュー毎に、各エリアで確保が必要となる当該年の必要量の想定が必要であり、需給調整市場の検討に合わせて引き続き検討)
※また、確保できていない場合の対応の検討も必要

(2) 約定処理ツールの開発

約定処理ツールについては、以下の機能を有すること。

(ア) 全国の需要曲線の情報を運用者が入力できること

- 全国の需要曲線は、オークション開催の都度、広域機関における委員会等で審議・決定される
- 決定した全国の需要曲線をもとに約定処理を行うため、約定処理ツールに全国の需要曲線の情報を運用者が入力する
- 入力した全国の需要曲線情報をもとに、自動で全国の需要曲線グラフを作成する

(イ) 容量市場システム(一次開発)からUSBで応札情報データを取得できること

- 運用者は容量市場システム（一次開発）からUSBで応札情報データを取得する
 - 応札単位ごとに、管理番号、区分（安定電源か発動指令電源か）、エリア、応札容量、応札価格などを応札情報データとして取り込む（容量市場システム（一次開発）と調整が必要）
 - 取り扱う応札単位数は、4,000と想定
- (ウ)取得した応札情報データをもとに、自動で全国の供給曲線を作成すること
- 応札価格の安い順に自動で並び替えを行う
 - 並び替えた応札情報をもとに、自動で全国の供給曲線グラフを作成する
- (エ)全国市場で約定処理を自動で行うこと
- FIT電源や電源入札制度を活用した電源などの供給力を目標調達量から差し引くため、約定処理ツールに供給力を運用者が入力する
 - 発動回数制約ありの電源等の上限値を運用者が入力する
 - 前項の供給力を考慮した全国の需要曲線と全国の供給曲線の交点で約定処理を行う
 - 発動回数制約ありの電源等の約定量が上限値を超えた場合、安定電源を約定する
 - 全国の約定量、各エリアの約定量、シングルプライスを出力する
 - 部分約定は行わないこととする
 - 同一価格は約定することとする
- (オ)約定結果をもとに供給信頼度の計算を自動で行うこと
- 供給信頼度の計算は、既設の予備力算定ツールで行う
 - 予備力算定ツールは、約定処理ツールと同一のPCに保存し、計算を行う
 - 予備力算定ツールの各エリアの供給力（FIT電源や電源入札制度を活用した電源などの供給力および約定量）を設定する
 - 供給信頼度の計算を実施する
 - 繰り返し計算回数が500回の場合、供給信頼度の計算にかかる時間は20分程度
 - 繰り返し計算回数が10,000回の場合、時間は6時間程度
- (カ)供給信頼度の計算結果を自動で取得すること
- 供給信頼度の計算結果（各エリアのEUE）を自動で取得する
 - 市場分断の判断は、需要1kW当たりのEUEで行うため、自動で各エリアのEUEをH3需要で割る
- (キ)供給信頼度の計算結果をもとに市場分断の判断を自動で行うこと
- 供給信頼度の基準を運用者が設定する（基準は固定値または数式などで設定することを想定）
 - 供給信頼度の基準と計算結果を比較する
 - 供給信頼度の基準より大きい（供給信頼度が悪い）場合は、不足エリアと判断する
 - 供給信頼度の基準より小さい（供給信頼度が良い）場合は、余剰エリアと判断する

- 不足または余剰エリアが複数ある場合は、同程度の不足・余剰の場合は同一ブロックと判断する
 - 連系線でつながっていないエリアは、同一ブロックにならない
- (ク)市場分断の判断をもとに追加、減少処理を自動で行うこと
- 不足エリア（ブロック）は、そのエリア（ブロック）の落札しなかった電源の価格の安い順に追加処理を行う
 - 追加処理後の各エリアの供給力において、供給信頼度の計算を実施する
 - 各エリア（ブロック）の供給信頼度が基準を満たすまで追加処理を実施する
 - 追加した量と同等の電源を、過剰エリア（ブロック）の落札した電源の価格の高い順に減少処理を行う
 - 減少処理後の各エリアの供給力において、供給信頼度の計算を実施する
 - 供給信頼度の基準を満たさなくなる直前か追加した量を超過する直前まで減少処理を実施する
 - 最終結果で、 ΔkW が確保されていることを確認する（ ΔkW 必要量や確保方法は広域機関において別途検討する）
- (ケ)エリアプライスを自動で作成すること
- 市場分断後の各エリアのエリアプライスを作成する
 - 9エリアのエリアプライスを自動で図示する
 - 応札情報に、約定可否および約定価格を反映する
 - 容量市場システム（一次開発）への出力様式に変更する（容量市場システム（一次開発）と調整が必要）
- (コ)容量市場システム（一次開発）へUSBで約定結果データを運用者が送信できること
- 運用者は、容量市場システム（一次開発）へ約定結果をUSBで送信する
- (カ)約定処理（(イ)～(コ)の一連の処理）にかかる目安時間は2日とする（約定結果によっては、追加、減少処理が多く、供給信頼度の計算に時間を要する場合はこの限りではない）
- (シ)操作履歴や約定処理のログの取得ができること
- (ス)項目を選択して簡単に必要な情報が抽出できること
- (セ)印刷、データ出力（CSV等）が行えること
- (ソ)機密性の高い情報を処理するため、入力・データの参照については、ユーザー単位で使用するメニューの設定ができること
- (タ)情報の機密保持・安全性確保のためにパスワード管理等のセキュリティ機能を有すること
- (チ)ステップごとおよび一括で自動実行できること
- (ツ)各入力画面では、運用者の負担軽減のため、リストボックス・コンボボックスを活用すること
- (テ)各入力画面では、運用者による入力漏れ防止のため、未入力箇所のエラー表示を行うこと

- (ト)各入力画面では、運用者の誤入力防止のため、入力規制を活用すること
- (ナ)各入力画面では、ボタン・メニューにより入力支援を行い効率化を図ること

(3) 容量市場システム（一次開発）とのデータ送受信テスト

別途開発を行っている容量市場システム（一次開発）とのデータ送受信（USBを前提）については、テストデータを用いて円滑に行うことを確認する。

(4) その他

- (ア)プロトタイプは作成・改良の都度、最新版を広域機関と共有すること。
- (イ)プロトタイプが動作するPC（検証用）を広域機関に貸与すること。

9. 作業実施場所等

作業実施場所は指定せず、進捗状況を原則週1回のミーティングで確認するものとし、必要に応じて別途ミーティングを行うものとする。なお、ミーティングの実施場所は、広域機関または受託者の会議室のいずれかとする。

10. 業務遂行上の留意事項

作業遅延等の理由により適切な業務の遂行が期待できないと広域機関が判断し、要員の変更を含む体制等に係る改善要求があった場合には、これに従うこと。

受託者は、止むを得ず要員を交替させる場合、事前に広域機関に報告の上、当該要員と同等の資格及び経験等を保有する要員を配置すること。また、要員の交替に当たっては、ナレッジの引き継ぎを必ず行うこと。

11. マニュアルの作成

マニュアルは、WORDファイル形式、及びPDFファイル形式で作成する。

また、当該マニュアルに使用する言語は日本語とし、必要により図を使用するなど、わかりやすいマニュアルを作成するように努めること。

12. 著作権等の帰属

受託者は、納入物に関する著作権（著作権法第27条および第28条の権利を含む。）を広域機関に譲渡するとともに、著作者人格権は行使しないこととする。

13. 秘密情報及び個人情報の保護

本委託業務に関連して開示する機関の秘密情報（個人に関する情報含む）の適正な情報管理を維持するため、下記の点に留意し、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 秘密情報は、委託業務の目的以外には使用しないものとする。また、秘密情報を複製する場合には、委託業務の目的の範囲内に行うものとし、その複製物は、原本と同等の保管、管理をすること。

- (2) 受託者は、入札時において、委託業務に係る情報セキュリティ対策の内容及び管理体制について、本機関に書面をもって提出すること。
- (3) 漏えい、紛失、盗難、盗用等の事態が発生し、又はそのおそれがあることを知った場合は、直ちにその旨を機関に書面をもって報告すること。
- (4) 本機関から提供された秘密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。
- (5) 委託業務の一部を他の者に再委託し、再委託先に秘密情報を開示することとなる場合は、あらかじめ書面をもって本機関に届け出た上で、再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。
- (6) 受託者が提出した書面に定める情報セキュリティ対策等に違反し、過失によって本機関に損害が生じた場合は、その損害を賠償すること。

14. 納入場所

〒135-0061

東京都江東区豊洲6-2-15

電力広域的運営推進機関 企画部

15. 完了期日

・2019年11月30日

16. 納入物

- ・約定処理ツールが動作する専用PC1台（マシンスペックは業務委託内容を満足するものとする）
- ・約定処理ツール

17. 検収条件

ツールの検査合格（ツールの仕様が本業務委託の内容に適合すると判断された場合）をもって検収とする。

18. 支払条件

検収後、翌月末払いとする。

19. 特記事項

本業務委託の実施にあたって必要となる事項については、適宜、広域機関と調整を実施し、また、受託者における検討状況については、適宜、広域機関に報告すること。

本仕様書に記載のない事項及び疑義については、広域機関と協議のうえ決定することとする。

以 上

業務委託（請負）契約書（案）

電力広域的運営推進機関（以下「甲」という。）と（会社名）（以下「乙」という。）は、「容量市場に係る約定処理ツール開発」に係る業務（以下「本業務」という。）について、次の通り業務委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（本業務の目的）

第1条 甲は、乙に対して本業務を委託し、乙はこれを受託して次の通り実施する。

（1） 契約期間

本契約の履行期限は、契約締結日から2019年11月30日までとする。

（2） 実施細目

乙は、本契約書に付属する「容量市場に係る約定処理ツール開発の業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づき本業務を行う。

（3） 納入物

乙は、仕様書に基づき、約定処理ツール及び約定処理ツールが動作する専用PC（マシンスペックは本業務内容を満足するものであること。）1台（以下、総称して「納入物」という。）を開発し、甲に納入する。

（履行体制）

第2条 乙は、本業務を善良なる管理者の注意義務をもって遂行するものとし、別紙1の履行体制図に従って本業務を実施しなければならない。

2. 乙は、別紙1の履行体制図に変更が生じる場合には、速やかに、別紙2の様式により作成した履行体制図変更届出書を甲に提出しなければならない。

3. 甲は、前項の場合において、本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

4. 乙は、本業務の実施にあたって必要となる事項は、必要に応じて甲と協議・調整を実施するものとし、甲は、乙の本業務の実施状況については、必要に応じて報告を求めることができるものとする。

（再委託の禁止）

第3条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。但し、甲の事前の書面（別紙3）による承諾を得た場合はこの限りでない。

2. 乙は、前項但書に基づき委託業務を再委託する場合、再委託先に対して、第12条に定める内容と同等以上の秘密保持義務等を負わせるとともに、再委託先の行為について、甲に対してすべての責任を負うものとする。

（検査および引渡し）

第4条 甲は、納入物を受領したときは、仕様書に適合するか否かを検査し、合否の結果を乙に書面により通知する。

2. 乙は、前項の検査の結果、甲から納入物が仕様書に適合しない旨の通知を受けたときは、遅滞なくこれの修補等を実施し、再度前項の検査を受けなければならない。

3. 第1項の検査合格の通知をもって納入物は甲に引き渡されるものとし、この時点で所有権も甲に移転するものとする。

4. 乙は、甲に対し、納入物を第1条第1号に定める履行期限までに引き渡さなければならない。

（納入物の著作権）

第5条 納入物のうち約定処理ツールに関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号。）第27条および第28条の権利を含む。）は、乙または第三者が従前から保有していた著作物の著作権を除き、前条第3項の引渡しをもって乙から甲に移転するものとする。

2. 乙は、甲および甲が指定する第三者に対し、本条において留保される乙の権利について無期限に使用を許諾し、一切の著作者人格権を行使しない。

(知的財産権の侵害の申し立てに対する対応)

第 6 条 甲が納入物に関し第三者から、著作権、特許権その他の産業財産権（以下「知的財産権」という。）の侵害の申し立てを受けた場合、乙はその責任においてこれを解決するものとし、当該申し立てによって甲が支払うべきとされた損害賠償額及び対応に要した費用（弁護士費用を含む。）等を負担するものとする。

(本業務の対価)

第 7 条 本業務の対価（以下「契約金額」という。）は金●●●円とし、このうち、取引に係わる消費税等は金●●●円とする。

(支払条件)

第 8 条 乙は、第 4 条第 1 項の規定による検査合格後に、契約金額を記載した請求書を甲に対して送付するものとする。

2. 甲は、乙からの請求書を受領した日の翌月末日までに、契約金額を支払う。

(債権・債務の譲渡)

第 9 条 甲及び乙は、本業務の発注または受注に伴う権利義務について、相手方の承諾を得ないで第三者に譲渡および担保提供できないものとする。

(瑕疵担保)

第 10 条 引渡し完了後、納入物について仕様書との不一致（以下「瑕疵」という。）が発見された場合、甲は乙に対して当該瑕疵の修補を請求することができるものとし、乙は、当該瑕疵を修補するものとする。但し、乙がかかる瑕疵担保責任を負うのは、納入物の引渡し後 12 ヶ月以内に甲から請求された場合に限るものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、瑕疵が軽微であり、かつ、納入物の修補に過分の費用を要する場合は、乙は前項の責任を負わないものとする。

(危険負担)

第 11 条 納入物の引渡し前に生じた一切の損害等の危険は、乙の負担とする。但し、甲の責めに帰すべき事由によることが明らかな場合はこの限りでない。

(秘密保持)

第 12 条 乙は、本契約の履行中又は終了後を問わず、甲が秘密である旨を明示して開示する情報及び本契約の履行により生じる情報（本契約の内容、本業務の遂行上知り得た甲の技術上並びに営業上の一切の情報及びその成果を含む。以下「秘密情報」という。）を秘密として取り扱い、保持するものとする。但し、次の各号に該当することを乙が事前の書面により立証した場合は、当該情報は秘密情報の対象外とするものとする。

- (1) 甲より乙に対し開示された時点において公知であった情報
- (2) 甲より開示される以前に乙が保有していた情報
- (3) 乙の責めに帰すべき事由によらないで公知となった情報
- (4) 乙が第三者から正当に取得した情報
- (5) 甲からの開示によることなく、乙が独自に開発した情報
- (6) 甲の書面による許可を得た情報

2. 乙は、秘密情報を、本契約の履行のために知る必要のある役員及び従業員についてのみ開示できるものとし、甲の書面による事前の承諾なく第三者に開示してはならず、手段・方法の如何を問わずこれを本業務遂行の目的以外のために使用してはならない。但し、裁判所又は行政機関からの命令により開示が要求された場合は、裁判所又は行政機関に対し、秘密情報を開示することができる。この場合、乙は事前に甲に通知し、法令上可能な範囲で秘密を保持するために必要な措置を講じる。

3. 乙は、本契約の履行中又は終了後を問わず、甲より開示された秘密情報及び秘密情報を含む記録媒体若しくは物件（複製物及び複製物を含む。以下「秘密情報等」という。）の管理につき、乙が保有する他の情報や記録媒体等と明確に区別して適切に管理するとともに、次の各号に掲げる事項を遵守す

る。

- (1) 秘密情報等は本業務の目的の範囲内でのみ使用するものとする。
- (2) 本業務に係る情報セキュリティ対策及び管理体制について、乙は甲に提出した本業務に係る情報セキュリティ対策の内容及び管理体制に関する書面（別紙4）の内容を実施しなければならない。
- (3) 乙において秘密情報等の紛失又は漏洩等の事故が発生し、又はそのおそれがあることを知った場合は、当該事故の発生原因の如何に関わらず、直ちに書面をもってその旨を甲に報告し、甲の指示に従い応急措置を講じる。
- (4) 乙は、甲から開示された秘密情報等が業務終了等により不要となった場合又は甲から要求のあった場合は、当該秘密情報等を破棄し、その旨を証する書面を甲に交付するか、又は当該秘密情報等を甲に返却しなければならない。
- (5) 乙は、第3条第1項但書に基づき、本業務の全部又は一部を第三者に再委託し、再委託先に秘密情報等を開示する場合は、再委託先にも乙と同等以上の義務を課して再委託を行わなければならない。
- (6) 乙は、甲の書面による事前の承諾なくして甲の秘密情報等を開示又は漏洩したこと若しくは第2号に定める内容を実施しなかったことにより甲に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。
- (7) 乙は、甲において第2号に定める内容の実施が不十分とみなされる場合又は本業務に係る情報セキュリティ事故が発生した場合は、必要に応じて甲の行う情報セキュリティ監査を受け入れるものとする。

（個人情報）

- 第13条 甲及び乙は、本業務において、相手方の保有する個人情報の委託若しくは提供がある場合又は自らによる個人情報の取得がある場合、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）の適用の有無にかかわらず、当該個人情報は、個人情報保護法、これに関連する法令及びガイドライン（以下総称して「個人情報保護法等」という。）に則って取得されたものであることを保証するとともに、個人情報保護法等に則って当該個人情報を保護するものとする。
2. 本契約において「個人情報」とは、個人情報保護法第2条第1項に定める個人情報をいう。

（損害賠償）

- 第14条 甲および乙は、本契約の履行に関し、相手方の責に帰すべき事由により損害を被った場合または第10条に基づく瑕疵の修補が相当な範囲内で繰り返し実施されたにもかかわらず、当該瑕疵が相手方の責に帰すべき事由により修補されないことにより損害を被った場合、相手方に対して、損害賠償を請求することができる。但し、当該瑕疵に関する損害賠償請求は、納入物の引渡しから12ヶ月間が経過した後は行うことができない。
2. 前項に規定する損害賠償の総額は、債務不履行、法律上の瑕疵担保責任、不当利得、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、契約金額を限度とし、また、当事者の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益については、賠償責任を負わないものとする。ただし、悪意又は重大な過失により損害を生じさせた場合は、この限りでない。

（納期遅延に対する措置）

- 第15条 乙が、天災その他不可抗力の原因によらないで、第1条第1号に定める履行期限までに本業務を完了できない場合は、予定損害賠償金として遅延日数1日につき、契約金額の10,000分の4に相当する金額を支払うものとする。

（変更）

- 第16条 契約期間中であっても特別の事由がある場合には、双方で書面による合意の上、仕様書および契約条件を変更することができる。
2. 前項に定める変更を行うにあたっては、見積内訳等の単価に基づき、両当事者間協議の上、金額を算定するものとする。

（解除）

- 第17条 甲は、乙に次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告なくして本契約の全部または一

部を解除することができる。ただし、当該解除権の行使は、損害賠償の請求を妨げないものとする。

(1) 正当な理由なく納期までに本契約内容を履行しないとき。

(2) 本契約の条項に違反したことにより、契約の目的を達することができないと甲が認めたとき。

(3) 本契約を履行する見込みがないと甲が認めたとき。

(4) 会社等の清算、破産、民事再生手続き、会社更生手続き等の申立てがあったとき。

(5) 仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売等の申立てを受けたとき。

(6) 天災その他やむを得ない事由により契約内容の全部または一部を履行できないとき。

2. 前項により本契約を解除した場合で、甲が乙に支払った金員および提供または貸与した物件等があるときは、甲はその全部または一部の返還を求めることができる。

(相殺)

第 18 条 甲は、乙が甲に対して予定損害賠償金その他の債務を負担しているときは、本契約に基づき乙に支払うべき債務と相殺することができる。

(裁判管轄)

第 19 条 本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議事項等)

第 20 条 本契約条項以外の事項または疑義を生じた事項については、双方が誠意をもって協議して解決を図ることとする。

上記契約の証として本契約書 2 通を作成し、甲、乙で記名押印の上、双方で一部ずつ保有する。

年 月 日

(甲) 東京都江東区豊洲 6 - 2 - 1 5
電力広域的運営推進機関
理事長 金本 良嗣

(乙) [所在地]
[会社名] [代表者氏名]

(別紙 1)

履行体制図

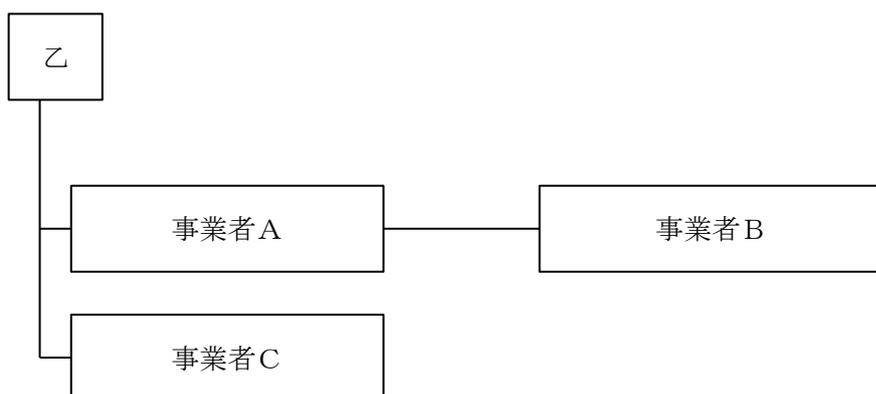
(参考)

【履行体制図に記載すべき事項】

- ・各事業参加者の事業者名及び住所
- ・契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
- ・各事業参加者の行う業務の範囲
- ・業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

事業者名	住所	契約金額 (税込み)	業務の範囲
A	東京都〇〇 区・・・・・・・・	円	
B			



(別紙 2)

記 号 番 号
年 月 日

電力広域的運営推進機関
理事長 金本良嗣 殿

所 在 地
名 称
代表者氏名

印

履行体制図変更届出書

契約書第 2 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 契約件名等

契約締結日	
契約件名	

2. 履行体制図（契約書別紙 1 に準じ、作成すること。）

変更前	変更後

※ 必要に応じ、別葉を作成すること。

(別紙3)

記 号 番 号
年 月 日

電力広域的運営推進機関
理事長 金本良嗣 殿

所 在 地
名 称
代表者氏名

印

再委託に係る承認申請書

契約書第3条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 契約件名等

契約締結日	
契約件名	

2. 再委託内容（複数ある場合は再委託先ごとに記載することとし、再委託先の変更の場合は新旧対比すること。）

再委託先の氏名又は名称及び住所	
再委託先が業務を終了すべき時期	
再委託する(又は再委託先を変更する)理由	

3. 履行体制図（契約書別紙1に準じ、作成すること。）

変更前	変更後

※ 必要に応じ、別葉を作成すること

(別紙 4)

情報セキュリティ対策及び管理体制

【入札時に広域機関へ提出した書面を添付する】

容量市場に係る約定処理ツール開発の業務委託

応札資料作成要領

2018年11月14日
電力広域的運営推進機関

目 次

第 1 章 電力広域的運営推進機関が応札者に提示する資料及び応札者が提出すべき資料

第 2 章 評価項目一覧に係る内容の作成要領

- 2. 1 評価項目一覧の構成
- 2. 2 提案要求事項

第 3 章 提案書に係る内容の作成要領及び説明

- 3. 1 提案書の構成及び記載事項
- 3. 2 提案書様式
- 3. 3 応札者による提案書の説明（プレゼンテーション）
- 3. 4 留意事項

第 4 章 提案書に関する留意事項

- 4. 1 工数
- 4. 2 類似事業実績
- 4. 3 実施体制及び事業従事者略歴

第 5 章 別紙

- 5. 1 (別紙 1) 質問状
- 5. 2 (別紙 2) 適合証明書

本書は、容量市場に係る約定処理ツール開発の業務委託に係る応札資料(評価項目一覧及び提案書)の作成要領を取りまとめたものである。

第1章 電力広域的運営推進機関が応札者に提示する資料及び応札者が提出すべき資料

電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」）は応札者に以下の表1に示す資料を提示する。応札者は、それを受け、以下の表2に示す資料を作成し、広域機関へ提出する。

[表1 広域機関が応札者に提示する資料]

資料名称	資料内容
① 仕様書	容量市場に係る約定処理ツール開発の業務委託の仕様を記述（業務委託の目的・内容等）。
② 応札資料作成要領	応札者が評価項目一覧及び提案書に記載すべき項目の概要を記述。
③ 評価項目一覧	提案書に記載すべき提案要求事項一覧、必須項目及び任意項目の区分、得点配分等を記述。
④ 評価手順書	広域機関が応札者の提案を評価する場合に用いる評価方式、総合評価点の算出方法及び評価基準等を記述。

[表2 応札者が広域機関に提示する資料]

資料名称	資料内容
① 評価項目一覧の提案書頁番号欄に必要事項を記入したもの	仕様書に記述された要件一覧を達成するか否かに関し、提案書頁番号欄に、該当する提案書の頁番号を記入したもの。
② 提案書	仕様書に記述された要求仕様をどのように実現するかを説明したもの。主な項目は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 応札者が提案する業務委託の内容、実施体制等 ・ 実施計画 ・ 業務従事者の資格、確保 ・ 補足資料(応札者の実績の詳細)等
③ 適合証明書	入札資格を満たしていることを証する書面。 (別紙2) 適合証明書を参照のこと。

第2章 評価項目一覧に係る内容の作成要領

2.1 評価項目一覧の構成

評価項目一覧の構成及び概要説明を以下に記す。

[表3 評価項目一覧の構成の説明]

評価項目一覧における	事項	概要説明
1～3	提案要求事項	提案を要求する事項。これら事項については、応札者が提出した提案書について、各提案要求項目の必須項目及び任意項目の区分け、得点配分の定義に従いその内容を評価する。

2.2 提案要求事項

評価項目一覧中の提案要求事項における各項目の説明を以下に示す。応札者は、別添「評価項目一覧の提案要求事項」における「提案書頁番号」欄に必要事項を記載すること。提案要求事項の各項目の説明に関しては、表4を参照すること。

[表4 提案要求事項上の各項目の説明]

項目名	項目説明・記入要領	記入者
大項目～細項目	提案書の目次（提案要求事項の分類）。	広域機関
提案要求事項	応札者に提案を要求する内容	広域機関
評価区分	必ず提案すべき項目（必須）又は必ずしも提案する必要は無い項目（任意）の区分を設定している。各項目について、記述があった場合、その内容に応じて配点を行う。	広域機関
得点配分	各項目に対する最大加点	広域機関
提案書頁番号	作成した提案書における該当頁番号を記載する。	応札者

第3章 提案書に係る内容の作成要領及び説明

3. 1 提案書の構成及び記載事項

以下に、別添「評価項目一覧」から[提案書の目次]の大項目を抜粋したものと並び求められる提案要求事項の概要を示す（表5）。

提案書は、表5の項番、項目内容に従い、提案要求内容を十分に咀嚼した上で記述すること。なお、目次及び要求事項の詳細は、別添「評価項目一覧」を参照すること。

[表5 提案書目次]

提案書目次項	大項目	提案要求事項の概要説明
1	目的、内容及び実施方法	容量市場に係る約定処理ツール開発の目的、内容及びその実施方法等。
2	実施計画	実施作業内容、実施スケジュール及び事業の実現性及び効率的に実施するための工夫等。
3	実施体制	本業務の実施体制・役割分担、組織及び従事予定者の専門性・類似事業実績、遂行のための経営基盤・管理体制、入札参加要件等。

3. 2 提案書様式

- ① 提案書の様式は自由とする。なお、最低限別添の「評価項目一覧」に記載の項目（詳細は評価項目一覧を参照）を提案書に含めなければならない。
- ② 提案書及び評価項目一覧はA4判カラーにて、全15部印刷し、特別に大きな図面等が必要な場合には、原則としてA3判にて提案書の中に折り込む。
- ③ 提出物は、上記の紙資料とともに、電子媒体でも提出する。その際のファイル形式は、原則として、MS-Word、MS-PowerPoint、MS-Excel又はPDF形式とする（これに抛りがたい場合は、広域機関まで申し出ること。）

3. 3 応札者による提案書の説明（プレゼンテーション）

- ① 応札者は、広域機関に対し自らの提案内容の説明を行う。
- ② 当該説明に当たっては、広域機関内会議室にてプレゼンテーションを行うこととし、その際には、原則としてプロジェクト・リーダーに該当する者が実施する。
- ③ 当該プレゼンテーションの日時等については、入札締切（提案書提出期限）後に広域機関と応札者とで別途調整する。また、プレゼンテーションの時間は、現時点では1社あたり45分程度（発表30分、質疑応答15分程度）を想定している。
- ④ プレゼンテーションにあたっては、与えられた時間を踏まえ、必要に応じて提案書とは別に要約版資料を用意するなど、効率的な実施のために工夫する。

3. 4 留意事項

- ① 提案書を評価する者が特段の専門的な知識や商品に関する一切の知識を有しなくても評価が可能な提案書を作成する。なお、必要に応じて、用語解説などを添付する。
- ② 提案に当たって、特定の製品を採用する場合は、当該製品を採用する理由を提案書中に記載するとともに、記載内容を証明及び補足するもの（製品紹介、パンフレット、比較表等）を添付する。
- ③ 応札者は提案の際、提案内容についてより具体的・客観的な詳細説明を行うための資料を、添付資料として提案書に含めることができる（その際、提案書本文と添付資料の対応が取れるようにする）。
- ④ 広域機関から連絡が取れるよう、提案書には連絡先（電話番号、FAX番号、及びメールアドレス）を明記する。
- ⑤ 提出物を作成するに際しての質問等を行う必要がある場合には、別紙の質問状に必要事項を記載の上、2018年11月27日（火）17時までに下記問い合わせ先へ、電子メールで問い合わせる。

【問い合わせ先】

広域機関 総務部経理グループ（契約担当）

メールアドレス：keiyaku@occto.or.jp

- ⑥ 上記の提案書構成、様式及び留意事項に従った提案書ではないと広域機関が判断した場合は、提案書の評価を行わないことがある。また、補足資料の提出や補足説明等を求める場合がある。

第4章 提案書に関する留意事項

評価項目一覧の内部用評価基準を参考に、以下事項に留意し提案書を作成すること。

4. 1 目的、内容、実施方法

具体的に記述すること

4. 2 実施計画

確実に成果をあげるために、応札者が行う実施計画（作業内容・スケジュール）について主要なマイルストーンを記述し、提案したスケジュールの根拠（人員・手順等）を具体的、客観的に記載すること。また、遅滞なく作業を効率的に完了するための工夫も併せて記載することとし、実施方法を実現するために必要な工数を入札仕様書における業務の単位（又はそれを細分化した業務の単位）で、業務実施者のクラス（例：主任研究員、研究員等）別の工数を表6の記載例に則り、記載すること。なお、工数の記載に当たっては実施計画の内容と整合させること。

[表6 記載例]

業務			担当者のクラス別工数（人月）/月				工数 （業務中項目 単位）	
#	大項目	#	中項目	XXXX	XXX	XXX		XXX
(1)	●●●に係るもの							
		1)	××××
		2)	××××
(2)	○○○に係るもの							
		1)
		2)
	
			合計(工数)

4. 3 実施体制・役割分担

業務の実施体制や役割分担について、体制上の役割分担や担当者数を記載すること。実施体制については個々の業務の担当を明確にし、担当者が本業務に専任なのか他の業務との兼務なのか分かるように記載すること。

4. 4 組織としての専門性、類似事業実績

組織として、本業務に関する専門知識、類似事業（電力業界におけるツールまたはシステム開発業務経験など）及びノウハウ（プロトタイプ開発、オークション設計など）について記載すること。また、事業への従事実績について、件名ごとに以下の事項を記載することとし、一覧での提出も可とする。

- ・ 件名
- ・ 相手先（実名が記載できない場合は、相手先がイメージできる記載（例：東証一部上場企業、大手新電力、旧一般電気事業者等）を行うこと。
- ・ 実施年度
- ・ 事業概要

4. 5 従事予定者の専門性、類似事業実績

本業務に従事する予定の者の、本事業分野に関する専門知識、ノウハウ等の蓄積、過去の経験について記載すること。また、事業従事者の略歴も併せて記載すること。なお、事業従事者略歴として、以下の事項を記載することとし、一覧での提出も可とする。

- ・業務担当者名
- ・部署、役職
- ・予定担当業務、役割
- ・業務経験（顧客の業種、実施業務やその内容、体制内での位置づけ、実施期間）
- ・略歴、保有スキル、専門知識等
- ・過去の実績

4. 6 業務遂行のための経営基盤、管理体制

事業を円滑に行うための経営基盤、管理体制（経理処理体制等）について記載すること。

4. 7 入札参加要件（ツールまたはシステム開発の実績）

電力業界におけるツールまたはシステム開発、プロトタイプ開発またはオークションに関するツールまたはシステム開発の実績について、以下の事項を記載することとし、一覧での提出も可とする。

- ・開発したツールまたはシステムの件名
- ・相手先（実名が記載できない場合は、相手先がイメージできる記載（例：東証一部上場企業、大手新電力、旧一般電気事業者等）
- ・ツールまたはシステムの規模（要員数、実施期間、金額等、規模がイメージできる記載）

第5章 別紙

5. 1 (別紙1) 質問状

社名			
住所			
TEL		FAX	
質問者			
質問に関連する文書名及び頁			
質問内容			

御社名

容量市場に係る約定処理ツール開発の業務委託

⑩

適合証明書

区分	入札説明書 記載箇所	項目	適合 ^{※1}	補足 ^{※2}
入 札 資 格	2(1)	平成28・29・30年度の競争参加資格(全省庁統一資格)において、「役務の提供等」で等級「C」以上の格付けをされている者であること。		
	2(2)	各省各庁から指名停止又は一般競争入札資格停止若しくは営業停止を受けていない者であること。		
	2(3)	入札説明会に参加した者であること。		
	2(4)	予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。		
	2(5)	予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。		
	2(6)	会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと(但し、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者で、手続開始の決定後、競争参加資格の再認定を受けている者を除く)。		
	2(7)	自己、自社若しくはその役員等(注1)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定める暴力団、暴力団員又はその他反社会的勢力(注2)でない者であること。		
	2(8)	電力業界におけるツールまたはシステム開発の経験を有していること。		
	2(9)	プロトタイプ開発またはオークションに関するツールまたはシステム開発の経験を有していること。		

※1 適合については、“○(要件を満たしている)”, “△(条件付きで要件を満たしている, 代替手段で要件を満たす)”, “×(要件を満たしていない)”で記述をお願いします。また, “△”を記入した場合は, 補足欄に説明をご記入ください。

※2 補足すべき事項がある場合は, その内容を補足欄に記入してください。また, 各機能の適合を証する添付資料を同封し, 提出をお願いします。

大項目	中項目	小項目	提案要求事項	評価区分	得点配分		内部評価基準		提案書 頁番号	
					合計	基礎点	加点	加点		
1 目的、内容及び実施方法										
	1.1	目的	<ul style="list-style-type: none"> 目的が、当機関の業務委託目的に合致しているか。 	必須	5	5	0	<ul style="list-style-type: none"> 目的が、当機関の業務委託目的に合致しているか。 		
	1.2	内容	<ul style="list-style-type: none"> 内容が、目的と整合しているか。 内容が、具体的かつ詳細か。 当機関が指定する内容以外に、本目的に対して有効な内容が提案されているか(新規性・独創性)。 	必須	60	10	50	<ul style="list-style-type: none"> 約定処理方法の検討について、具体的な提案がなされているか。 約定処理ツールの開発について、具体的な提案がなされているか。 当機関が指定する内容以外に、本目的に対して有効な内容が提案されているか(新規性・独創性)。 		
	1.3	実施方法	<ul style="list-style-type: none"> 実施方法が、目的、内容と整合しているか。 実施方法が具体的かつ妥当で、実現性が認められるか。 効率的・効果的な実施方法が採られているか。 実施方法について、創意工夫が見られるか。 	必須	60	10	50	<ul style="list-style-type: none"> 約定処理方法の検討について、具体的な実施方法が採られているか。 約定処理ツールの開発について、具体的な実施方法が採られているか。 実施方法について、創意工夫が見られるか。 		
2 実施計画										
	2.1	実施計画	<ul style="list-style-type: none"> 目的、内容に対し、実施計画(スケジュール)は、妥当か。 実施計画(スケジュール)に、適切に実行する根拠(人員・手順等)が示されているか。 実施手順について、効率的に実施するための工夫が示されているか。 	必須	35	5	30	<ul style="list-style-type: none"> 目的、内容に対し、実施計画(スケジュール)は、妥当か。 実施手順について、効率的に実施するための工夫が示されているか。 		
3 実施体制										
	3.1	実施体制・役割分担	<ul style="list-style-type: none"> 実施体制図及び役割が、仕様書と整合しているか。 要員数・体制・役割分担が明確にされているか。 遂行可能な人数が確保されているか。 契約後、速やかに開始する体制が確保されているか。 当機関からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が確保されているか。 目的および内容を効率的かつ効果的に達成するため、当機関との確にコミュニケーションを図れる環境を構築できているか。 	必須	30	5	30	<ul style="list-style-type: none"> 当機関からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が確保されているか。(専任担当者を有しているか) 目的および内容を効率的かつ効果的に達成するため、当機関との確にコミュニケーションを図れる環境を構築できているか。 		
	3.2	組織としての専門性、類似事業実績	<ul style="list-style-type: none"> 組織として業務委託内容に関する専門知識・ノウハウ等の蓄積があるか。 組織として類似事業(電力業界におけるツールまたはシステム開発業務経験など)の実績があるか。 類似事業の実績を踏まえ組織として業務委託内容に活かされる専門知識・ノウハウ等(プロトタイプ開発、オークション設計など)の蓄積があるか。 	必須	40	5	35	<ul style="list-style-type: none"> 組織として業務委託内容に関する専門知識・ノウハウ等の蓄積があるか。 組織として類似事業(電力業界におけるツールまたはシステム開発業務経験など)の実績があるか。 類似事業の実績を踏まえ組織として業務委託内容に活かされる専門知識・ノウハウ等(プロトタイプ開発、オークション設計など)の蓄積があるか。 		
	3.3	従事予定者の専門性、類似事業実績	<ul style="list-style-type: none"> 従事予定者に、内容に関する専門知識・ノウハウ等の蓄積があるか。 従事予定者に、類似事業(電力業界におけるツールまたはシステム開発業務経験など)の実績があるか。 従事予定者に、類似事業の実績を踏まえ業務委託内容に活かされる専門知識・ノウハウ等(プロトタイプ開発、オークション設計など)の蓄積があるか。 	必須	40	5	35	<ul style="list-style-type: none"> 従事予定者に、類似事業(電力業界におけるツールまたはシステム開発業務経験など)の実績があるか。 従事予定者に、類似事業の実績を踏まえ業務委託内容に活かされる専門知識・ノウハウ等(プロトタイプ開発、オークション設計など)の蓄積があるか。 		
	3.4	業務遂行のための経営基盤・管理体制	<ul style="list-style-type: none"> 業務委託遂行のための経営基盤を有しているか。 一定以上の資金・設備を有しており、管理体制について優れているか。(支出に係る証憑書類等の整理・保管体制等を有しているか。) 	必須	10	5	5	<ul style="list-style-type: none"> 業務委託遂行のための経営基盤を有しているか。 一定以上の資金・設備を有しており、管理体制について優れているか。(支出に係る証憑書類等の整理・保管体制等を有しているか。) 		
	3.5	入札参加要件(ツールまたはシステム開発の実績)	<ul style="list-style-type: none"> 入札参加要件(電力業界におけるツールまたはシステム開発、オークションに関するツールまたはシステム開発の実績)があるか。 	必須	20	5	10	<ul style="list-style-type: none"> 入札参加要件(電力業界におけるツールまたはシステム開発、オークションに関するツールまたはシステム開発の実績)が記載されているか。 		

容量市場に係る約定処理ツール開発の業務委託
評価手順書（加算方式）

2018年11月14日

電力広域的運営推進機関

本書は、容量市場に係る約定処理ツール開発の業務委託に係る評価手順を取りまとめたものである。落札方式、評価の手続き及び提案の配点基準を以下に記す。

第1章 落札方式及び得点配分

1. 1 落札方式

次の要件をともに満たしている者のうち、「1. 2 総合評価点の計算」によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。

- ① 入札価格が予定価格の範囲内であること。
- ② 別添「評価項目一覧」に記載される要件のうち必須とされた項目を、全て満たしていること。

1. 2 総合評価点の計算

$$\text{総合評価点} = \text{技術点} + \text{価格点}$$

技術点＝基礎点＋加点

価格点＝価格点の配分(※)×(1－入札価格÷予定価格)

※なお、技術点の配分と価格点の配分は、3：1とする。

1. 3 得点配分

技術点に関し、必須及び任意項目の配分を300点、価格点の配分を100点とする。

技術点	300点
価格点	100点

第2章 評価の手続き

2. 1 一次評価

まず、以下の基準により一次判定を行う。

- ・別添「評価項目一覧」の「提案要求事項(項番1～3)」の、評価項目が必須の「提案書頁番号」に提案書の頁番号が記入されている。

一次評価で合格した提案書について、「2. 2 二次評価」を行う。

2. 2 二次評価

「2. 1 一次評価」にて合格した提案書に対し、「3 評価項目の加点方法」にて記す評価基準に基づき採点を行う。この際、別添「評価項目一覧」に記載される「提案要求事項(項番1～3)」のうち必須とされた各項目について基礎点の得点が0となった場合、その応札者を不合格とする。複数の評価者が評価を行うため、各評価者の評価結果(点数)を合計し、それを平均して技術点を算出する。

2. 3 総合評価点の算出

以下を合計し、総合評価点を算出する。

- ① 「2. 2 二次評価」により与えられる技術点
- ② 入札価格から、「1. 2 総合評価点の計算」に記した式より算出した価格点
- ③ 技術点及び価格点に小数点第2位以下の端数を生じた場合は切り捨てとする。

第3章 評価項目の加点方法

3. 1 評価項目得点構成

評価項目の得点は基礎点と加点の二種類に分かれており、その合計にて提案要求事項毎の得点が決まる。(評価項目毎の基礎点、加点の得点配分は「評価項目一覧」の「提案要求事項一覧」の「得点配分」欄を参照)

3. 2 基礎点評価

基礎点は、提案要求事項の評価区分が必須である事項にのみ設定されている。評価の際には提案要求事項の要件を充足している場合には配分された点数が与えられ、充足していない場合は0点となる。提案者は、提案書にて基礎点の対象となる要件を全て充足することを示さなければならない。一つでも要件が充足できないとみなされた場合は、その応募者は不合格となる。なお、各提案要求事項の基礎点を評価する際の観点、別添「評価項目一覧」にて「評価基準」として示している。

3. 3 加点評価

加点は、全ての提案要求事項について設定されており、各提案要求事項の加点を評価する際の観点に沿って評価を行う。各提案要求事項の加点を評価する際の観点、別添「評価項目一覧」にて「評価基準」として示している。